

令和 7 年度 所定疾患施設療養費の算定状況

介護老人保健施設において、ご入所者様が所定の疾病を発症した場合、医師の診断・治療方針に基づき、施設内で適切な医療提供を行った場合に算定されるものになります。

【算定要件】 所定疾患施設療養費（Ⅰ）

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に 7 日を限度とし、月 1 回に限り算定。

所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定ができないこと。

対象となる入所者の状態

肺炎（検査を実施した場合のみ）

尿路感染（検査を実施した場合のみ）

带状疱疹

蜂窩織炎

慢性心不全の憎悪（注射または酸素投与等の処置を実施した場合のみ）

診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載。

算定開始後は治療の実施状況について公表。

令和 7 年度（所定疾患施設療養費Ⅰ）

病名	人数	日数	治療内容
肺炎	0	0	
尿路感染症	71	399	検尿 血液検査 点滴 投薬
带状疱疹	3	18	診察 投薬 軟膏塗布
蜂窩織炎	4	25	診察 投薬
慢性心不全の憎悪	0	0	